

公益財団法人都道府県センター建設工事請負一般競争入札公告

26都道府県会館自動制御設備工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人都道府県センター契約規則第10条の規定に基づき公告する。

令和8年2月24日

公益財団法人都道府県センター
理事長 阿部守一

記

1 入札対象工事	
(1) 工事名	26都道府県会館自動制御設備工事
(2) 工事場所	東京都千代田区平河町二丁目6番3号
(3) 工事期間	契約確定の日から令和9年3月31日まで
(4) 設計金額	公表しない
(5) 工事概要	施設管理・防犯設備 部品交換工事 1式 撤去工事 1式 発生材処分 1式
(6) 業種名及び工事分類名	業種名 電気工事業 工事分類名 電気工事
(7) 設計者名	株式会社日建設計
(8) 監理者名	株式会社日建設計
2 落札者の決定方法	<p>本件入札は、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、当該者に対し、錯誤がないか等の点について質問することができる。この結果、当該者を落札者とするのが不適当な場合は、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするところがある。</p>
3 設計図書等	設計図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という)は、 <u>センターホームページ</u> に掲載する。
4 競争入札参加資格審査	<p>入札参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>ア 「一般競争入札参加申込書」の提出 「一般競争入札参加申込書」(以下「申込書」という。)を添付書類を添えて提出する。</p> <p>イ 添付書類 添付書類は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 「入札参加資格に関する誓約書」(以下「誓約書」という。)</p> <p>(イ) 「電気工事業の建設業許可の通知書の写し又は証明書」</p> <p>(ウ) 「経営事項審査結果通知書の写し」</p> <p>(エ) 「一般競争入札参加資格等確認資料」(以下「確認資料」という。)</p> <p>(オ) 確認資料の記載内容を証明するその他必要な資料 申込書、添付書類の提出先、提出受付期間及び提出部数は次</p>

	の通りとする。			
(1) 提出先	〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目6番3号 公益財団法人都道府県センター 管理部 電話：03-5212-9162 FAX：03-5212-9163			
(2) 提出受付期間	令和8年2月24日(火)から令和8年3月4日(水)までの 土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで			
(3) 提出方法	持参			
(4) 提出部数	1部			
5 入札参加資格の有無の確認	入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は「入札資格確認通知書」により、資格がない旨についても、「一般競争入札への参加資格について(通知)」により、理由を付して通知する。 確認結果は、令和8年3月11日(水)午後5時00分までにそれぞれ通知する。			
6 設計図書等に関する質問	令和8年 2月25日(水) 午前9時00分から	令和8年 3月 4日(水) 午後3時00分まで		
	設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、「質問回答書」により okanoh@nikken.jp のe-mailアドレスに電子データにて送付すること。質問には通し番号をつける。質問回答書の所定の欄には見積者名(会社名及び代表者名)を記入する。質問がない場合も、その旨を質問回答書質問欄に明示して提出すること。 全て書面をもって行う。口頭または電話による質問は受理しない。			
7 質問に対する回答	質問に対する回答は、令和8年3月9日(月)午後3時までに、入札参加希望者全員に対しメールにて回答する。			
8 開札日時・場所	令和8年3月12日(木)午後2時00分 都道府県会館 5階 501会議室 入札書は上記日時、場所において持参により提出するものとする。 なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。			
9 入札に参加できる者の形態	単体企業			
10 入札に参加する者に必要な資格				
(1) 建設業の許可	電気工事業 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。ただし、下請代金の総額が4千万円(建築工事業である場合には6千万円)以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。			
(2) 受注希望工事及び格付	受注希望工事	計装装置	格付	—
	「東京都電子調達システム」の建設工事等競争入札参加有資格者で、5200計装装置に登録されている者。			
(3) 経営事項審査	電気工事について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けており、かつ電気工事の総合評定値(P)が900点以上であること。 ただし、本件入札に係る請負代金額が5百万円(建築一式工事にあつては1千5百万円)未満の場合はこの限りではない。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、下欄「(6)その他の参加資格ウ」のただし書きに該当する者にあつては、手続開始決定日以降のものであること。			

<p>(4) 施工実績</p>	<p>契約の締結日にかかわらず過去10年間(平成28年4月1日から公告日まで)に、請負契約により、地階を除く階数が15階以上かつ延べ床面積40,000㎡以上の建物の自動制御設備工事を、元請として完成させた実績を有する者であること。</p> <p>なお、共同企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。</p> <p>又は契約の締結日にかかわらず過去5年間(令和3年4月1日から公告日まで)に、1次下請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有する者であること。</p> <p>なお、1次下請負契約の施工実績については、以下の各資料等により確認する。</p> <p>(ア) 工事の1次下請を行ったことがわかる書類(契約書、注文書、請書等の写し)</p> <p>(イ) 工事概要又は施工数量がわかる図書(契約書等に記載があれば不要)</p>
<p>(5) 配置予定の技術者</p>	<p>ア 現場代理人は専任とし、監理技術者資格者(電気工事業)で、5年ごとの更新講習を受講した者を配置すること。</p> <p>イ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。</p>
<p>(6) その他の参加資格</p>	<p>ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 当法人との過去の契約において、重大な契約違反その他の不正な行為等を行ったことがない者であること。</p> <p>ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。</p> <p>エ この公告の日から開札の時までの期間に、東京都の指名停止措置または排除措置を受けていないこと。</p>
<p>11 最低制限価格</p>	<p>設定しない。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除する。</p>
<p>13 契約保証金</p>	<p>免除する。</p>
<p>14 支払条件</p>	
<p>(1) 前金払</p>	<p>しない。</p>
<p>(2) 部分払</p>	<p>する。</p>
<p>(3) 竣工払</p>	<p>完成引渡時 20日締切翌月末日 100%現金支払い。</p>
<p>15 現場説明会</p>	<p>開催しない。</p>
<p>16 入札に関する注意事項</p>	
<p>(1) 入札の執行</p>	<p>ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。</p> <p>イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。</p>
<p>(2) 入札書に記載する金額</p>	<p>ア 入札書に記載する入札金額は、契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。</p> <p>イ 入札書に記載する数字はアラビア数字を用い、合計金額の数字の前には¥(円記号)を記入するものとする。また、記載事項を変更する時は、2本線を引き、上部に正書のうえ、押印しなければならない。</p>
<p>(3) 入札回数</p>	<p>ア 再度入札は1回までとする。</p> <p>イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。</p>

(4) 提出書類	発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(必要事項を記入したものを)を初度入札の入札書提出の際に添付すること。
(5) 入札の辞退	入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。「一般競争入札辞退届」により受け付ける。
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。
(7) 抽選の方法	落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじにより、落札者を決定する。
(8) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札 イ 参加資格審査のために行う指示に落札者が従わないとき、当該落札者がした入札 ウ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 エ 談合その他不正行為があったと認められる入札 オ 虚偽の誓約書、確認資料又は添付資料を提出した者がした入札 カ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 キ 次に掲げる入札をした者がした入札 (ア) 入札者の押印のないもの (イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの (ウ) 押印された印影が明らかでないもの (エ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの (オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの (カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの (キ) 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの ク その他公告に示す事項に反した者がした入札
17 公告期間	令和8年2月24日(火) ～ 令和8年3月4日(水)
18 その他	(1) 「競争入札に際しての入札心得」を熟知の上、入札に参加すること。 (2) 提出された資料は返却しない。 (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。 (4) 契約は、国土交通省建設工事標準請負契約約款(民間建築工事標準請負契約約款(甲))(平成22年7月26日中央建設業審議会決定 令和7年12月2日改正)による。ただし、以下の事項を修正・削除・追記する。 ① 第8条「保証人」を削除する。 ② 第30条「工事又は工期の変更等」第8項、第9項及び第10項を削除する。 ③ 第31条「請負代金額の変更」第6項、第7項及び第8項を削除する。 ④ 第34条「発注者の中止権及び催告による解除権」第1号を削除する。 ⑤ 第35条「発注者の催告によらない解除権」第2号を削除する。 ⑥ 第44条「契約不適合期間等」第9項を削除する。 ⑦ 第44条「契約不適合期間等」に第11項に以下を追加する。 本条第一項又は第二項にかかわらず、契約不適合責任期間、性能保証期間として次を定める。

	<p>a. 契約不適合期間 建築設備の機器本体：2年間</p> <p>b. 特記仕様書各章の性能保証等の期間は、製品製造者又は専門工事業者による責任施工の性能保証による。</p> <p>c. 海外製の機器、材料、製品等を使用する場合は、完成引き渡し後、通常の維持管理条件下で発生した不具合は受注者の責任において対応する。この場合の保証期間は、設計図・特記仕様書（海外調達）に記載された内容と期間とする。</p> <p>(5) 建築確認申請書の作成及び手続き(昇降機設備更新工事を除く)は、株式会社日建設計で行う。その他の中間検査・工事完了届及び仮使用承認申請、施工に必要な諸手続、アスベスト含有建材処理関連の手続き、仮設用電力・給排水の引込み手続き、道路その他第三者管理の土地使用の手続き等は、一切受注者が行い、その費用を負担する。ただし、建築確認申請及び構造計算適合性判定の申請手数料は、発注者負担とする。</p> <p>(6) 改修工事に伴う近隣やテナント・入居者等への対策、苦情処理等については、一切受注者において処理・解決し、その費用を負担する。</p> <p>(7) 工事期間中は、全日全館使用する。</p> <p>(8) 建具・間仕切・仕上げ・躯体・設備等の解体・撤去及び改修工事は、原則として低振動・低騒音工法による。</p> <p>(9) 埋設配管配線等既存設備の事前調査を実施し、改修工事に伴う漏水・停電・通信停止・設備機能の停止等の事故防止策を徹底する。</p> <p>(10) 仮設・養生計画は、解体・撤去及び改修の部位に応じて適切で安全な方法で行い、災害防止・粉じん飛散防止・振動防止・騒音防止・臭気防止・電磁ノイズ防止等を徹底するとともに、適切な予防措置を講ずる。</p> <p>(11) 施工可能な時間帯(平日・夜間・休日・祝日)、改修箇所の施工順序、工事用車両の駐車場・資機材置場の場所、受注者事務所・監理者事務所等の場所については、現場協議とする。</p> <p>(12) 入札者は、入札後において、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p>
<p>19 この公告に関する問い合わせ先</p>	<p>〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目6番3号 公益財団法人 都道府県センター 管理部 三橋・藁谷 電話：03-5212-9162 FAX：03-5212-9163</p>